木材利用促進本部を設置

基本方針を決定

炭素貯蔵量表示ガイドライン公表

改正木促法

1日に公共建築物等木材利用促進法が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行した。これを受けて農林水産省は同日、省内に特別機関として木材利用促進本部を設置。第1回会合を開催し、木材の利用の促進に関する基本方針を決定した。さらに林野庁は、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を分かりやすく表示するためのガイドラインを定め、ホームページ上に公表した。

木材利用促進本部は、改正された木促法に基づき、政府が一体となって建築物での木材利用を推進していくために設置された。本部長は農林水産大臣、本部員は総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣で構成する。

1日に開かれた第1回会合で野上浩太郎農林水産大臣（当時）は「木材は建築物などに利用することで炭素を貯蔵でき、他の資材と比べて製造時の二酸化炭素（CO_2）排出量も少ないため、木材利用の促進は2050年カーボンニュートラルにも貢献する」と木材利用の意義を述べ、木促法の改正で木材利用促進の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことを説明。「この本部が中心となり、政府一体となって公共建築物だけでなく民間建築物も含めてより一層木材利用促進に取り組んでいきたい」と述べた。

木材利用促進本部の設置に合わせて、1日に野上浩太郎大臣（右、当時）と天羽隆長官の手で本部の看板が設置された

会合では改正木促法に基づき、非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することなどが盛り込まれた「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を決定した。これを受けて今後、都道府県や市町村の木材利用方針も、民間建築物や中高層建築物など建築物一般を含む内容に、順次改定されることになる。

基本方針には木材利用の効果の定量的・客観的評価手法の開発・普及を促進することも盛り込まれた。これを受けて林野庁は1日、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を分かりやすく表示するためのガイドラインを定めた。木材使用量など必要な情報を入力すると自動的に炭素貯蔵量が算出される炭素貯蔵量計算シートと、貯蔵量の表示方法を示したもの。類似の考え方は自治体や法人などが行う独自の認証制度等で取り入れられているが、林野庁が計算シートや表示例まで示して正式にガイドラインを定めるのは今回が初めて。

表示できるのは建築物に使用した木材の炭素貯蔵量のみだが、建築主や施工業者等がこれをCSR報告書等に記載し、SDGsへの貢献等のPRにつなげることで、木材利用の意義やメリットが認められ、利用促進につながることが期待されている。ガイドラインの詳細や計算シートは林野庁ホームページの「分野別情報」内の「建築分野における木材利用」で公表している。

オンラインで地区大会

節目の50回はZoom配信

日本木青連中四国協議会

日本木材青壮年団体連合会（松原輝和会長）の中四国地区協議会（野崎健太郎会長）は9月11日、第50回地区会員岡山大会をZoom配信により行った。主管は岡山木材青年会（山根徹也会長）。

新型コロナウイルスの状況を考慮して、中四国地区協議会執行部と岡山木材青年会の一部役員8人のみが岡山市内のホテルに集まり、現地から他の会員やOB、日本関係者に向けて配信し、約70人

壁、天井の全面に木毛セメント板を使ったアウトドア用品店「アシーズブリッジ米子店」

後は廃業が相次いだ。同社は岡山以西に本社

得て資源量が豊富な県産杉の利用を研究。杉はアクが出やすいが、現在は30～50%に杉を

によって不燃や準不燃の材料認定、強度や断熱性などの性能を変えることができる。